

御宿町第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画（案）



平成30年 月

御 宿 町

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 4
- 3 計画の期間…………… 5

第2章 障害のある人を取り巻く現状

- 1 人口の推移…………… 8
- 2 障害のある人の現状…………… 9
 - (1) 障害者手帳所持者の状況…………… 9
 - (2) 身体障害者手帳所持者の状況…………… 9
 - (3) 療育手帳所持者の状況…………… 10
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況…………… 11

第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

- 1 障害福祉サービス等の体系…………… 14
- 2 サービス提供体制整備の基本的な考え方…………… 15
- 3 計画の成果目標…………… 17
- 4 障害福祉サービス等の利用状況…………… 20
 - (1) 障害福祉サービスの利用状況…………… 20
 - (2) 地域生活支援事業の利用状況…………… 22
 - (3) 障害児通所支援及び障害児相談支援の利用状況…………… 24
- 5 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策…………… 25
 - (1) 訪問系サービス…………… 25
 - (2) 日中活動系サービス…………… 26
 - (3) 居住系サービス…………… 30
 - (4) その他サービス…………… 31
 - (5) 地域生活支援事業…………… 33
 - (6) 障害児支援…………… 38

第4章 計画の推進体制

- 1 障害のある人を取り巻く連携体制…………… 42
 - (1) 庁内における連携…………… 42
 - (2) 関係機関との連携…………… 42
 - (3) 国・県・近隣市町村との連携…………… 42
- 2 計画の進捗管理体制…………… 43

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成5年に成立した「障害者基本法」は、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが明記されており、平成14年には「障害者基本計画（第2次計画）」が策定され、「共生社会の実現」「施設等から地域社会への移行の推進」という今後の障害福祉の目指すべき方向性が示されました。さらに平成16年には「障害者基本法」が改正され、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止が明記されました。

そうした流れのなか、平成15年には行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと転換が図られました。しかし、それに伴う利用者負担の増加や、障害の種別や地域により提供されるサービスに格差が生じるなどの問題が生じてきました。

これらの制度上の問題を解決し、さらなるサービスの充実と多様化を図るために、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されました。障害者自立支援法は、その後、一部改正を経て、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」へと改正され、障害のある人の範囲に難病を加えることや障害支援区分等が盛り込まれました。

また同年には、「障害者基本計画（第3次計画）」が策定され、新たに「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

このような状況の中で、御宿町においては、「障害者基本法」に基づき5年毎に策定する「御宿町障害者計画」（平成15年4月、第1次計画施行）と、「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」に基づき3年毎に策定する「御宿町障害福祉計画」（平成18年4月、第1期計画施行）を柱とし、障害福祉施策の推進と障害福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

その後、改定を加えた「御宿町障害者計画」（第2次計画）については、国の制度改正や県の動向を勘案したうえで、さらなる施策の充実・多様化と計画の効率的運用を図るため、「御宿町障害福祉計画」（第3期計画）の改定にあわせて計画期間を2年延長し、「御宿町障害者計画」（第3次）と「御宿町障害福祉計画」（第4期）を一体的に策定しました。

今回、平成30年3月に第4期障害者福祉計画が期限を迎え、第5期障害福祉計画を策定するにあたり、今までの障害者計画、障害福祉計画を踏まえつつ、国の基本指針等に基づき策定をするものです。また、障害児支援については、これまでも計画の中へ

示し実施しておりましたが、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、市町村は児童福祉法に基づき、障害児福祉サービスなどの見込量を定める障害児福祉計画を策定することが新たに義務付けられたことから、第1期障害児福祉計画を策定するものです。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定できるものとされているため、御宿町においてはこれら2つの計画を一体的な計画として策定し、今後のサービス提供体制のさらなる充実を図ります。

2 計画の位置づけ

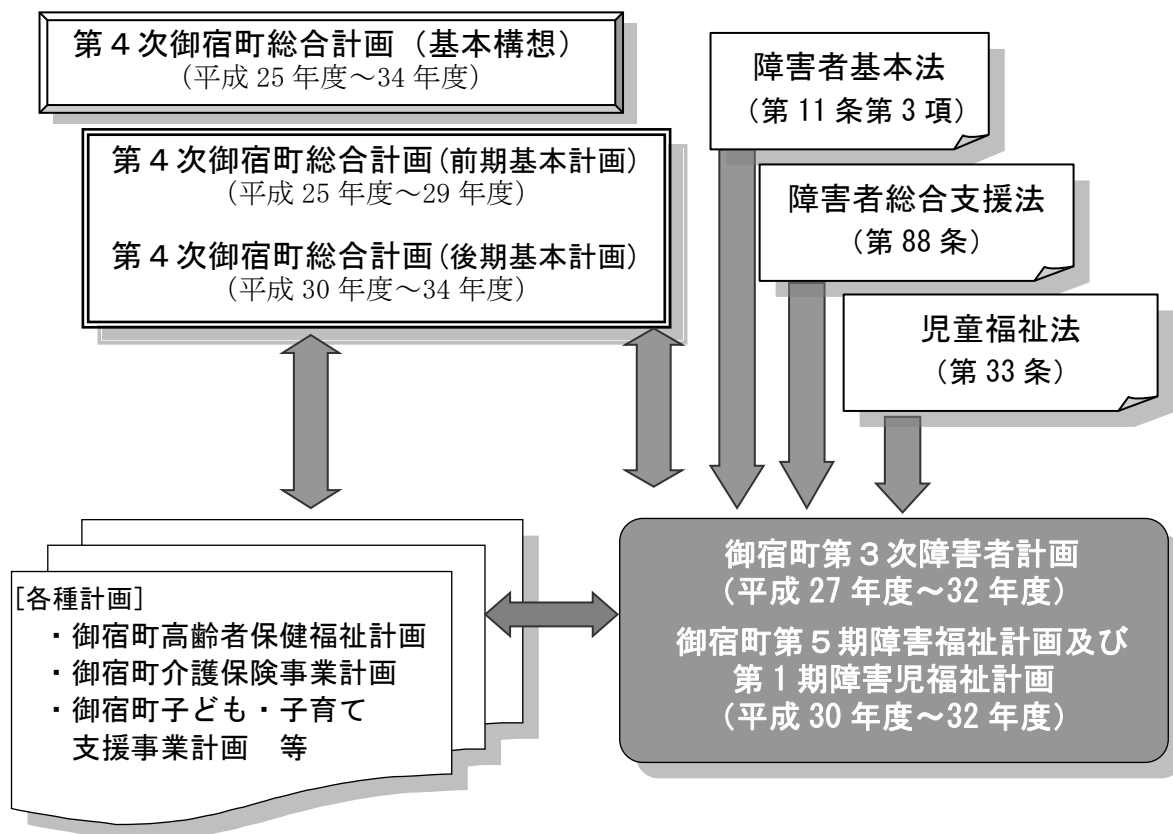
(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害福祉サービス等の提供、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標やサービスの必要量の見込み等を示し、業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

(2) 各種計画との関係

本計画は御宿町総合計画を踏まえ、その他の関連計画等と連携する計画として推進します。

■御宿町障害者計画及び障害福祉計画の位置づけ

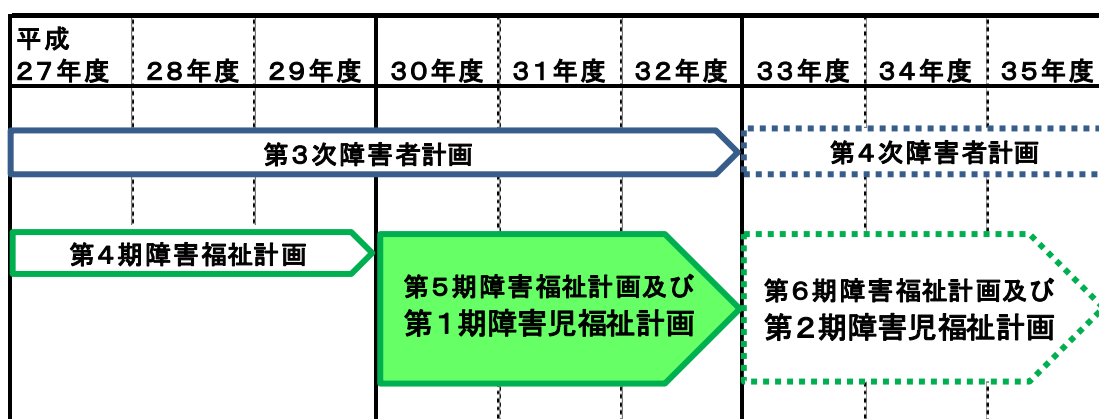


3 計画の期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、3年ごとの見直しが必要となるため、平成32年度までを計画期間とします。

なお、将来における障害者施策の制度変更や障害のある人の現状に柔軟に対応するため、計画期間の途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の期間



第2章

障害のある人を取りまく現状

1 人口の推移

御宿町の人口は、平成12年から平成27年にかけて減少の傾向にあり、平成27年の国勢調査における人口は7,315人となっています。

■御宿町の人口の推移（単位：人）

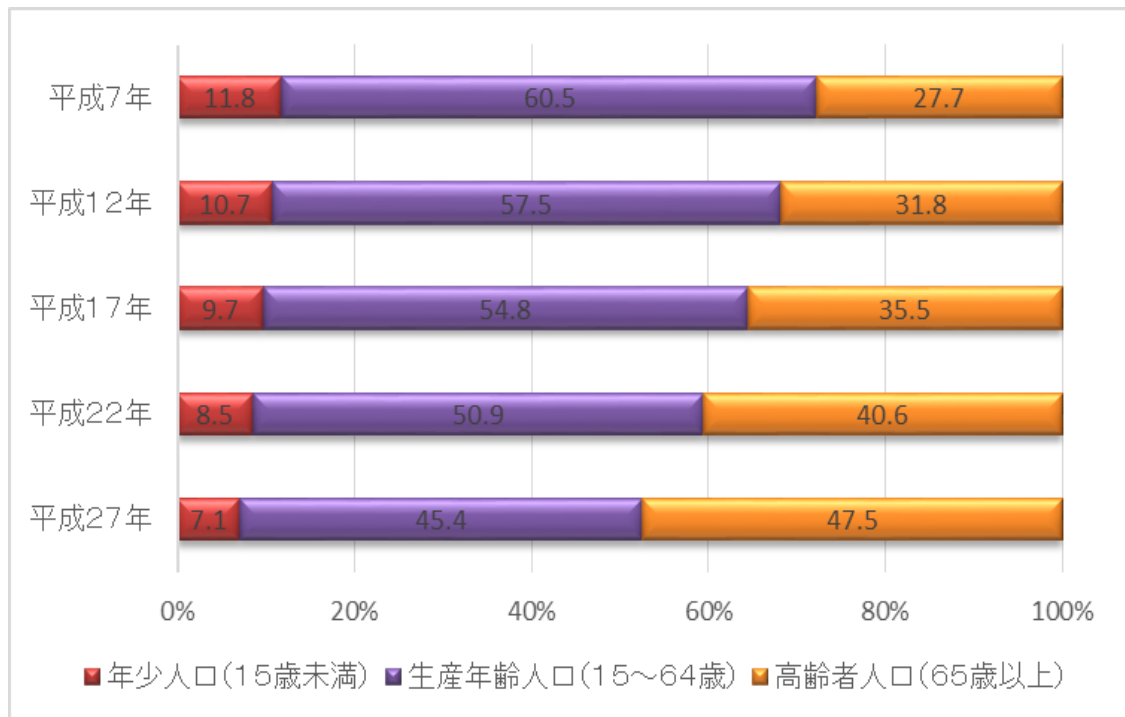
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 (参考)
総人口	8,019	7,942	7,738	7,315	7,655
年少人口(15歳未満)	854	771	655	516	519
生産年齢人口(15~64歳)	4,610	4,352	3,941	3,318	3,428
高齢者人口(65歳以上)	2,548	2,819	3,142	3,478	3,708

(資料:国勢調査 年齢不詳分を含むため3区分別人口の合計と総人口は異なる)

※ただし、平成29年(参考)については、住民基本台帳(平成29年3月31日現在)による。

年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口・生産年齢人口の割合が減少の傾向にあるのに対し、高齢者人口の割合は年々増加しており、県内でも高齢化が著しく、御宿町における少子高齢化の進行は顕著となっています。

■御宿町の人口の推移（単位：%）



(資料:国勢調査)

2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の状況は、平成 25 年度から徐々に減少しております。障害別にみると、「身体障害者手帳」の所持者数は年々減少傾向にあり、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は、過去 5 年間を通して若干の増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手帳所持者総数	472	471	465	452	452
身体障害者手帳	383	380	367	351	341
療育手帳	49	50	51	52	58
精神障害者 保健福祉手帳	40	41	47	49	53

（資料：保健福祉課 各年 4 月 1 日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別（平成 29 年度）にみると、5 級と 6 級をあわせた「軽度」が 11.4%であるのに対し、1 級と 2 級をあわせた「重度」が 47.5%と約半数となっています。3 級と 4 級をあわせた「中度」は 41.1%となっています。

また、種類別にみると、「肢体不自由」が 49.3%ともっとも多く、次いで「内部機能障害」の 34.3%となっています。

■ 身体障害者手帳等級別人数（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年 (割合%)
身体障害者手帳 所持者総数	383	380	367	351	341(100.0)
1 級	134	128	128	121	115(33.7)
2 級	59	57	54	53	47(13.8)
3 級	58	57	54	48	50(14.7)
4 級	85	88	86	86	90(26.4)
5 級	20	20	16	17	16(4.7)
6 級	27	30	29	26	23(6.7)

（資料：保健福祉課 各年 4 月 1 日現在）

■ 身体障害者手帳障害種別人数（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年 (割合%)
身体障害者手帳 所持者総数	383	380	367	351	341(100.0)
視覚障害	33	29	27	27	22(6.4)
聴覚・平衡機能 障害	37	38	35	31	29(8.5)
音声・言語・そし ゃく機能障害	4	5	5	4	5(1.5)
肢体不自由	190	190	178	173	168(49.3)
内部機能障害	119	118	122	116	117(34.3)

(資料:保健福祉課 各年 4 月 1 日現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を等級別(平成 29 年度)にみると、「重度 (A 以上)」が 46.6 %
と最も多く、次いで「軽度 (B の 2)」の 29.3%、「中度 (B の 2)」の
24.1%となっています。

■ 療育手帳等級別人数（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年 (割合%)
療育手帳 所持者総数	49	50	51	52	58(100.0)
重度 (A 以上)	22	23	23	23	27(46.6)
中度 (B の 1)	14	14	14	15	14(24.1)
軽度 (B の 2)	13	13	14	14	17(29.3)

(資料:保健福祉課 各年 4 月 1 日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別(平成 29 年度)にみると、「2 級」が 60.4%と最も多く、次いで軽度「3 級」の 20.7%、「1 級」の 18.9%となっており、所持者数は各級ともに年々増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳等級別人数(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年 (割合%)
精神障害者 保健福祉手帳 所持者総数	40	41	47	49	53(100.0)
1 級	8	9	8	9	10(18.9)
2 級	27	26	29	30	32(60.4)
3 級	5	6	10	10	11(20.7)

(資料:保健福祉課 各年 4 月 1 日現在)

また、自立支援医療(精神通院)受給者の人数は、平成 29 年度には 73 人となっており、ほぼ横ばいの状況となっています。

■自立支援医療(精神通院)受給者数(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療(精神 通院)受給者数	68	68	72	77	73

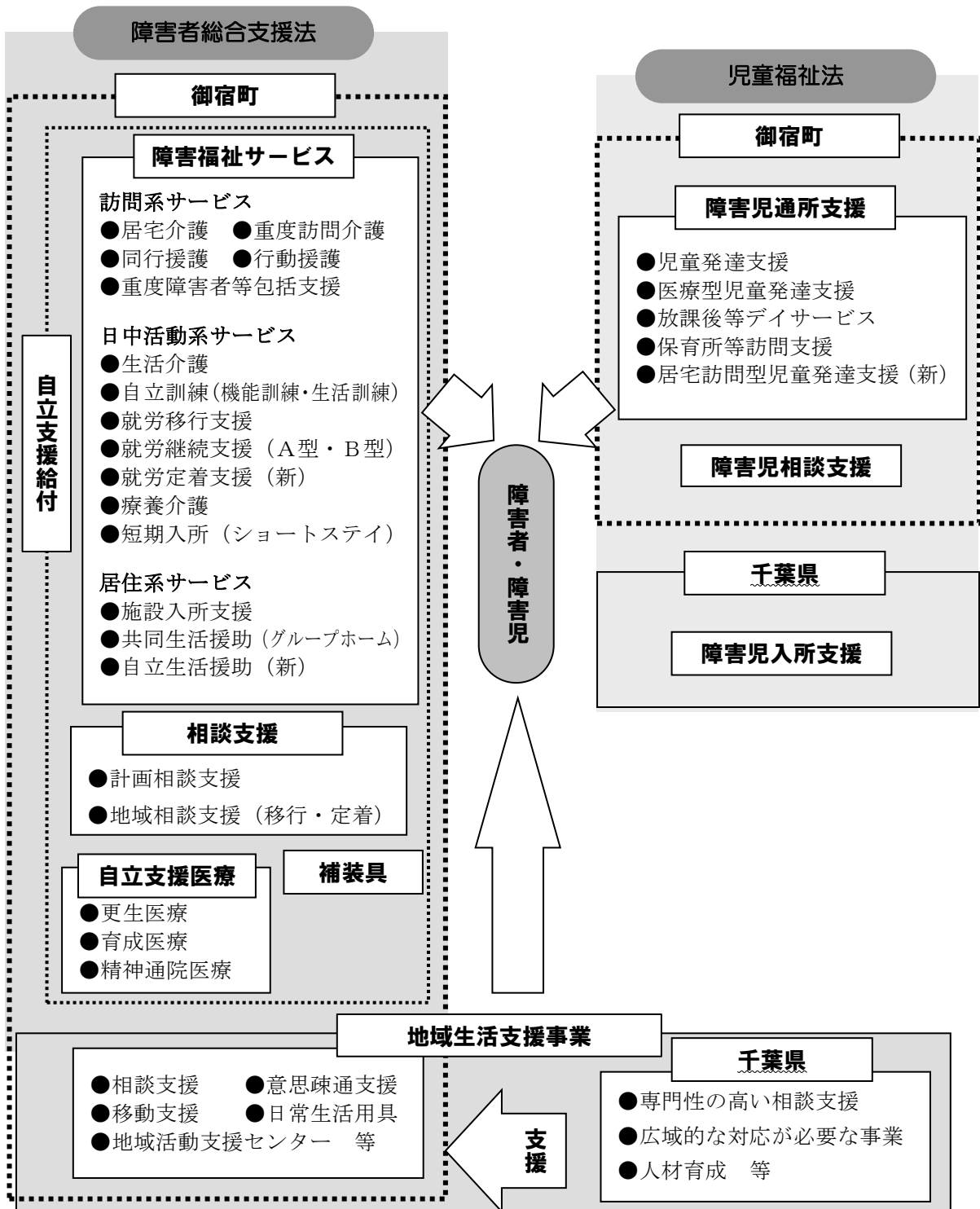
(資料:保健福祉課 精神障害者保健福祉手帳所持者が含まれています。 各年 4 月 1 日現在)

第3章

障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 障害福祉サービス等の体系

障害者・障害児を対象とした障害者総合支援法及び児童福祉法の障害福祉サービス等の体系は次の通りです。



2 サービス提供体制整備の基本的な考え方

本計画における障害福祉サービス等の提供体制整備についての基本的な考え方は次の通りです。

(1) 地域での生活を支える訪問系サービスの確保

訪問系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けることができ、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう支援します。

(2) 日中活動を支えるサービスの提供及び一般就労への移行の推進

日中活動系サービスの確保に努め、希望するサービスを利用できるよう支援します。また、障害のある人がその意欲と能力に応じて職業を選択し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、県及び夷隅圏域（以下圏域という）等との連携を強化して、就労移行支援事業等を推進しながら福祉施設から一般就労への移行がさらに進むよう、一般企業に働きかけます。

(3) グループホームの充実及び入所等からの地域生活への移行の推進

地域における居住の場として利用できるグループホームの確保に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を進めます。

(4) 相談支援体制の確保

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援体制の充実に努めます。また、障害のある人の福祉に関する問題について、相談に応じて必要な情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

(5) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業の実施にあたっては、障害のある人が個人の能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で効率的に実施し、福祉の増進を図るよう進めます。

(6) 災害時における避難支援体制の整備

東日本大震災以降、災害時要援護者といわれる障害者や高齢者等の避難体制の整備が急務とされ、様々な分野で押し進められております。特に障害者においては支援者の確保が難しいことから、災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難支援体制の確保を進めます。

(7) 障害のある子どもへの支援体制の確保

「御宿町子ども・子育て支援事業計画」と連携し、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援体制の確保、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援体制の構築を進めていきます。

3 計画の成果目標

本計画の作成に当たっては、国の基本指針に基づき、以下のとおり目標を設定します。

目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者（以下「施設入所者」という）の地域生活への移行については、国の基本指針では平成32年度末までに、「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること」と、「平成28年度末の施設入所者数を2%以上削減すること」を目標に掲げています。

これらを踏まえ、御宿町では、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに自立訓練事業等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を、次の通り設定しました。

<第5期計画における「福祉施設の入所者の地域生活への移行」成果目標>

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数（A）	11人	平成28年度末時点の施設入所者
【目標値】地域生活移行者数（B）	2人 （%）	（A）のうち平成32年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者数（C）	1人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成32年度末の入所者数（D）	10人	平成32年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】入所者削減見込み（E）	1人 （%）	差し引き減少見込み数（A-D）

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町村または圏域ごとに整備することとされています。

御宿町においても、自立支援協議会等の活用も含め、協議の場を整備することを目標とします。

目標3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、サービス提供体制整備の一環として、平成32年度末を目途に、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の支援体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または圏域ごとに少なくとも1つ整備することとしています。

御宿町においても、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、近隣市町の動向を踏まえつつ、自立支援協議会等の場において、各関係機関と連携して設置を進めます。

項目	数値	備考
【目標値】地域生活支援拠点数	1箇所	平成32年度末において拠点となる機能を持った施設数

目標4 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、(1)福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人数を平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすること、(2)就労移行支援事業利用者数を平成32年度末時点で平成28年度末の2割増とすること、(3)移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすること、(4)就労定着支援開始から1年後の就労定着率を80%以上とすることとしています。

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数

御宿町においては、移行実績が無いため、次のとおり目標値を設定します。

項目	数値	備考
年間一般就労者数	0人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	1人	平成32年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数等

就労移行支援事業の利用者数を、次のとおり目標値を設定します。

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	2人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	4人	平成32年度末の就労移行支援事業利用者目標数

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされていますが、現在町内には就労移行支援事業所はありませんので、第5期福祉計画期間内に1か所設立されると仮定し、平成32年度末には就労移行率が3割以上となるよう支援体制の整備に努めます。

(4) 就労定着支援利用者の1年後の就労定着率

新たな制度のため御宿町においても定着率を国の目標へ合わせて設定いたします。

項目	数値	備考
【目標値】 支援開始1年後の就労定着率	80%	

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、平成32年度末までに(1)児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置すること、(2)保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村において構築すること、(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上設置すること、(4)平成30年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することとしています。

御宿町においては障害児支援事業所の設置が無く、圏域等の事業所にて支援を受けている状況ですが、国の指針にあるような、市町村単独での設置等は困難であるため、今後圏域での設置を検討します。

4 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況

① 訪問系・日中活動系サービス

御宿町において実施する訪問系サービス及び日中活動系サービスについては、平成27年から29年において「居宅介護等」、「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」、「療養介護」及び「短期入所」の利用実績がありました。

サービス名		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、重度障害者等包括支援 (時間/月)	実績値	143	185.5	236.3
	見込量	118	141	153
	計画対比	121.2%	131.6%	154.4%
生活介護 (人日/月)	実績値	436	398	411
	見込量	484	506	506
	計画対比	90.1%	78.7%	81.2%
自立訓練(機能訓練) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	-	-	-
自立訓練(生活訓練) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	44	44	44
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援 (人日/月)	実績値	0	34	17
	見込量	66	88	88
	計画対比	0.0%	38.6%	19.3%
就労継続支援(A型) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	22	22
	計画対比	-	0.0%	0.0%
就労継続支援(B型) (人日/月)	実績値	202	234	245
	見込量	220	242	264
	計画対比	91.8%	96.7%	92.8%
療養介護 (人日/月)	実績値	31	31	31
	見込量	31	31	31
	計画対比	100%	100%	100%
短期入所 (人日/月)	実績値	2	11	4
	見込量	5	10	10
	計画対比	40%	110%	40%

※実績値は各年 10 月

② 居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助において、一定の利用実績がありました
が、計画の見込みには届きませんでした。施設入所支援については、おおむね見込み
通りの利用実績となっています。

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
施設入所支援 (人/月)	実績値	11	10	10
	見込量	11	11	10
	計画対比	100%	90.9%	100%
共同生活援助 (人/月)	実績値	13	12	12
	見込量	14	16	18
	計画対比	92.9%	75%	66.7%

※実績値は各年 10 月

③ 相談支援

計画相談支援では、計画の見込みと相違がありますが、個々の状況に応じサービス
内容の変更等を実施しているものです。地域移行支援では、平成 28 年と 29 年に見
込量を設定したものの、該当月での利用実績はありませんでした。また、地域定着支
援では、平成 27 年には 1 人の利用がありましたが、その後は実績がありませんで
した。

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
計画相談支援 [サービス利用計画作成] (人/月)	実績値	9	5	14
	見込量	7	7	7
	計画対比	128.6%	71.4%	200%
地域相談支援 [地域移行支援] (人/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	1	1
	計画対比	-	0.0%	0.0%
地域相談支援 [地域定着支援] (人/月)	実績値	1	0	0
	見込量	0	1	1
	計画対比	-	0.0%	0.0%

※実績値は各年 10 月

(2) 地域生活支援事業の利用状況

① 必須事業

地域生活支援事業の必須事業では、相談支援事業については、見込みどおりの実績となっていますが、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業は利用がありませんでした。

日常生活用具給付等事業は、利用件数は横ばいで、見込みを下回っています。

移動支援事業については、利用者の減少に伴い、利用者数・利用時間数ともに減少傾向となっています。

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
相談支援事業	障害者相談支援事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	地域自立支援協議会 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	相談支援強化事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	住宅入居等支援事業 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	成年後見制度利用支援事業 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
コミュニケーション支援事業 (人)	実績値	0	1	0	
	見込量	1	1	1	
	計画対比	0.0%	100.0%	0.0%	
日常生活用具給付等事業 (件)	実績値	45	46	47	
	見込量	56	60	64	
	計画対比	80.4%	76.7%	73.4%	
移動支援事業	実施箇所数 (か所)	実績値	5	6	7
		見込量	7	7	7
		計画対比	71.4%	85.7%	100.0%
	利用者数 (人)	実績値	3	4	1
		見込量	4	5	5
		計画対比	75.0%	80.0%	20.0%
	延べ利用時間数 (時間)	実績値	30.5	30	13.5
		見込量	40	50	50
		計画対比	76.3%	60.0%	27.0%

※実績値は各年 10 月(日常生活用具給付事業については年間件数)

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
地域活動支援センター	基礎的事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	2	2	2
		計画対比	50.0%	50.0%	50.0%
	機能強化事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	2	2	2
		計画対比	50.0%	50.0%	50.0%

※実績値は各年 10 月

② その他事業

地域生活支援事業のその他事業では、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業の利用はありませんでした。日中一時支援事業については、実施事業所数は見込量を確保していますが、利用者数については見込みを下回っています。

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
事業 訪問入浴サービス	実施事業所数 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
日中一時支援事業	実施事業所数 (か所)	実績値	7	8	8
		見込量	8	8	8
		計画対比	87.5%	100.0%	100.0%
	利用者数 (人)	実績値	2	3	2
		見込量	5	6	6
		計画対比	40.0%	50.0%	33.3%
自動車運転免許取得費及び 自動車改造費助成事業 (人)	実績値	0	0	0	
	見込量	1	1	1	
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	

※実績値は各年 10 月

(3) 障害児通所支援及び障害児相談支援の利用状況

児童発達支援は、概ね見込量どおりで、放課後等デイサービスについては利用者が増える傾向にあります。また、保育所等訪問支援については実施事業所が少ないこともあり、見込量を下回っています。

サービス名		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
児童発達支援 (人/月)	実績値	4	5	3
	見込量	4	5	5
	計画対比	100.0%	100.0%	60.0%
医療型児童発達支援 (人/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス (人/月)	実績値	5	6	9
	見込量	4	5	5
	計画対比	125.0%	120.0%	180.0%
保育所等訪問支援 (人/月)	実績値	1	0	0
	見込量	3	4	4
	計画対比	33.3%	0.0%	0.0%
障害児相談支援 (人/月)	実績値	2	1	3
	見込量	2	2	2
	計画対比	100.0%	50.0%	150.0%

※実績値は各年 10 月

5 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

◆訪問系サービスとして介護給付に位置づけられる事業は次のとおりです。

① 居宅介護(ホームヘルプ)

身体、知的、精神の障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(介護給付費)

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出のときの移動中の介護などを総合的に行います。(介護給付費)

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。(介護給付費)

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護を行います。(介護給付費)

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に対する居宅介護や、その他のサービスを包括的に行います。(介護給付費)

【サービス提供見込量】

(上段:時間/月、下段:人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	144	188	188
行動援護 重度障害者等包括支援	12	15	15

※時間/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用時間

《訪問系サービスにおけるサービス見込量確保の方策》

- 今後、地域移行等の推進によりサービス利用が増加すると考えられるため、現在訪問系サービスを提供している事業所、介護保険事業所や新たな事業所に対して必要な情報提供を図るなど、事業所の確保に努めます。また、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

◆日中活動系サービスとして位置づけられる事業は次のとおりです。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。(介護給付費)

【サービス提供見込量】

(上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
生活介護	440	459	459
	23	24	24

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(訓練等給付費)

ア. 機能訓練

身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】

(上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	0	0	0

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

イ. 生活訓練

自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営む上での必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】

(上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
自立訓練(生活訓練)	44	44	44
	2	2	2

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。(訓練等給付費)

【サービス提供見込量】

(上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
就労移行支援	44	66	88
	2	3	4

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(訓練等給付費)

ア. A型

利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】

(上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
就労継続支援A型 (雇用型)	22	22	22
	1	1	1

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

イ. B型

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への移行に向けた支援を行います。

【サービス提供見込量】 (上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
就労継続支援B型 (非雇用型)	270	288	288
	15	16	16

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労された方の就労に関する問題を解決するため、必要に応じ企業や関係機関と連絡調整を行います。 ※平成30年度より開始サービス

【サービス提供見込量】 (上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
就労定着支援	1	1	1
	1	1	1

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。(介護給付費)

【サービス提供見込量】 (上段: 人日/月、下段: 人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
療養介護	31	31	31
	1	1	1

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

⑦ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。（介護給付費）

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
短期入所	10	10	10
	2	2	2

※延人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

《日中活動系サービスにおける見込量確保の方策》

- サービス提供体制については、サービス提供事業者や利用者への必要な情報提供を図り、必要なサービス量の確保を図ります。
- 就労支援については、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなどにより、これらのサービスを必要とする障害のある人のために、サービス提供体制を県や近隣市町村、事業所と連携して整備・充実を図ります。また、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や町内の企業とも連携して、障害のある人の雇用の創出に努めます。
- 就労定着支援については平成30年度からの新たなサービスであり、サービス内容及び提供事業者についての情報把握と、利用希望者への情報提供等、円滑な導入と必要なサービス量の確保に努めます。
- 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のため、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

(3) 居住系サービス

◆居住系サービスとして位置づけられる事業は次のとおりです。

① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。(介護給付費)

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
施設入所支援	10	10	10

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。(訓練等給付)

※平成 26 年度から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
共同生活援助	13	14	15

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に対して、定期的な訪問等を行い、助言や生活状況の確認をし、必要に応じて医療機関等との連絡調整を行います。(訓練等給付)

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
自立生活援助	1	1	1

《居住系サービスにおける見込量確保の方策》

- 施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、広域的な枠組みで関連事業者等と連携を取り、必要な入所施設の確保に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人が地域生活への移行を進めるために必要となるため、地域での理解を深めながら整備を進め、障害のある人の生活の場の確保に努めます。

- 自立生活援助については平成30年度からの新たなサービスであるため、サービス内容及び提供事業者についての情報把握と、利用希望者への情報提供等、円滑な導入と必要なサービス量の確保に努めます。
- 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のために、事業所相互間のネットワーク体制構築に努めます。

(4) その他サービス

◆その他サービスに位置づけられる事業は次のとおりです。

① 相談支援

障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行ないます。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された障害者が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を行います。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	10	11	11
地域相談支援 (地域移行支援)	2	2	2
地域相談支援 (地域定着支援)	1	1	1

(※各月ごとのサービス見込量を算出・集計して、年間の総利用者数を12(ヶ月)で除した値)

② 補装具費

補装具(身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの)の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

③ 自立支援医療費

自立支援医療は、育成医療(障害のある児童が生活する能力を得るために必要な医療)、更生医療(身体に障害のある人が更生するために必要な医療)、精神障害者通院医療費(精神障害のある人が受ける医療)といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療となります。このことについて、引き続き制度の利用に努めます。

④ 療養介護医療費

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害のある人が医療施設からサービス(療養介護)を受けた際に、それに要した医療費用の支給を行います。

《その他サービスにおける見込量確保の方策》

- 地域で生活する障害のある人とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、情報提供、利用相談を充実し、サービスの利用援助を行います。
- 自立支援協議会等にて、指定相談支援事業所、サービス提供事業者や関係機関等とのネットワーク化が図られておりますが、より決め細やかな個々に応じた相談支援体制の確立を目指します。
- 適切なサービス利用計画の作成を行うため、講習会等に参加し相談支援従事者のスキルアップを図るとともに、夷隅地区自立支援協議会を活用するなど、総合的に支援していきます。

(5) 地域生活支援事業

◆地域生活支援事業として位置づけられる事業は次のとおりです。

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【サービス提供見込量】

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
理解促進研修・啓発事業	実施あり	実施あり	実施あり

■本町の取り組み

- ・障害のある方への理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
成年後見制度利用支援事業	実施あり	実施あり	実施あり

■本町の取り組み

- ・成年後見制度の利用が有効と認められる障害者の把握に努めます。

③ 相談支援事業

ア. 障害者相談支援事業

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

イ. 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会とは、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。

地域自立支援協議会を設置・運営して相談事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整を行います。御宿町では、いすみ市、勝浦市、大多喜町の2市2町と共同で夷隅地区自立支援協議会を設置しています。

ウ. 相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

【サービス提供見込量】

(単位:事業所)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
障害者相談支援事業	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1

■本町の取り組み

- 様々な相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体制の整備を図ります。
- 相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場である「夷隅地区自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。
- 基幹相談支援センターの設置については、近隣市町の動向等を勘案し、相談支援事業所等の協力を得ながら、体制整備に努めます。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
手話通訳者設置事業 (設置見込み者数)	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用者数	2	2	2

■本町の取り組み

- 現在、御宿町では手話通訳者や要約筆記者の派遣の実績はありませんが、サービスが必要な人が適切に利用できるよう、事業を実施し、サービスの内容等について広く周知していきます。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
手話奉仕員養成研修事業 (実用性講習修了見込者数)	0	2	2

■本町の取り組み

- ・奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や要約筆記者の人材の育成に努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【サービス提供見込量】

(単位:件)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
日常生活用具給付等事業	60	62	66
介護訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	4	4	5
在宅療養等支援用具	4	4	5
情報・意思疎通支援用具	4	4	4
排泄管理支援用具	42	44	46
住宅改修費	1	1	1

■本町の取り組み

- ・日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害のある方一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付を行います。

⑦ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【サービス提供見込量】

(単位:上段/事業所 中段/人 下段/時間)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
移動支援事業	7	8	8
	5	6	6
	50	60	60

■本町の取り組み

- ・事業所の確保や適切なサービスの提供に努め、障害のある人の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を提供します。

強化事業として、下記の3種類があります。

- ◇Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。
- ◇Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
- ◇Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。

（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【サービス提供見込量】

（単位：事業所）

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
地域活動支援センター基礎的事業	2	2	2
地域活動支援センター機能強化事業	2	2	2
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	1	1	1

■本町の取り組み

- ・地域活動支援センター事業について、引き続き委託事業として取り組みます。

⑨ その他の事業

ア. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス提供見込量】

（単位：上段／事業所 下段／人）

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
訪問入浴サービス事業	1	1	1
	1	1	1

イ. 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

【サービス提供見込量】

(単位: 上段/事業所 下段/人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
日中一時支援事業	8	9	9
	6	7	7

ウ. 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障害のある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込量】

(単位: 人)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
自動車運転免許取得費及び 自動車改造費助成事業	1	1	1

■本町の取り組み

- ・既存事業については、サービス内容が低下しないよう、質の向上や事業者の確保に努め、新規サービス提供事業者の参入を促進します。

《地域生活支援事業における見込量確保の方策》

- サービスを必要とする障害のある人が、その能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス内容について周知を図ります。
- 町単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町村や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。

(6) 障害児支援

◆障害児支援として位置づけられる事業は次のとおりです。

① 障害児通所支援

ア. 児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

イ. 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援と治療を行います。

ウ. 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

エ. 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

オ. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。※平成30年度からの新規サービス

【サービス提供見込量】

(単位:人/月)

	平成30年	平成31年	平成32年
児童発達支援	5	5	5
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	9	10	10
保育所等訪問支援	5	6	6
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数	0	0	1

② 障害児相談支援

障害児通所施設の利用に係る内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

【サービス提供見込量】

(単位:人/月)

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
障害児相談支援	4	5	5

■本町の取り組み

近年の通所施設ニーズの拡大傾向に配慮し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。

第4章

計画の推進体制

1 障害のある人を取り巻く連携体制

(1) 庁内における連携

本計画を推進していくためには、保健・福祉分野のみならず、事業者や地域住民への啓発や理解してもらうことが必要であり、関係する課との連携を図り、サービスの充実、計画の推進に努めます。

(2) 関係機関との連携

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、行政だけでなく地域住民や関係団体、事業所等との協力が重要ですので、地域における連携を図り、計画を推進していきます。

(3) 国・県・近隣市町村との連携

本計画の事業を実施していくためには、町内の事業所だけでは対応が難しいため、近隣市町村や県と協力し、広域に対応していくことが必要となります。

また、今後の制度の改正への適切な対応も重要となるため、県・国と連携しながら、制度の変化を考慮した施策の展開に努めます。

2 計画の進捗管理体制

自立支援協議会等において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます

■成果目標と活動指標

成果目標	活動指標
<p>①施設入所者の地域生活への移行（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援の利用者数、利用日数 ・短期入所の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関会議体設置数
<p>③地域生活支援拠点の整備 各市町村若しくは圏域ごとに少なくとも1つの拠点等を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置数
<p>④福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加 ・就労移行支援事業の利用者数の増加 ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業から一般就労への移行者数
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援の利用環境整備 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター数 ・児童発達支援、放課後等デイサービス事業所数 ・医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数

御宿町第5期障害福祉計画及び御宿町第1期障害児福祉計画

平成30年3月発行

発行 御宿町
企画・編集 御宿町保健福祉課

〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

電話 0470-68-2511 (代)

FAX 0470-68-7182